



2022年5月13日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行
代 表 者 取締役頭取 長堀 和正
(コード番号 8336、東証プライム)
問合せ先責任者 常務執行役員総合企画部長 若林 一弘
(TEL 048-641-6111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第99期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 今後の日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生日	2022年9月1日(木)

本件に関する照会先 : 総務部 石川 (TEL 048-641-6111)

以 上

定款変更内容

変更案	現行定款
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>〈新設〉</p>
<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行する日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>〈新設〉</p>
<p>〈削除〉</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>